

地方消費税率引上げ分の使途について(令和2年度予算)

消費税率の5%から10%への引上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり、社会保障施策に要する経費に充てています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障分) **21,100 千円**

(歳出)

(単位:千円)

項 目		予算額	財源			
			特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	161,272	44,521	116,751	6,000	110,751
	老人福祉費	35,012	5,469	29,543	3,100	26,443
児童福祉費	保育所費	64,153	10,829	53,324	7,000	46,324
	子育て支援事業費	15,308	4,543	10,765	4,000	6,765
社会教育費	児童館・生涯学習施設費	13,361	4,844	8,517	1,000	7,517
合 計		289,106	70,206	218,900	21,100	197,800